

年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の住所及び名称

法人を代表する者(清算人)の氏名 印

残余財産処分許可申請書

民法第72条第2項の規定による残余財産の処分の許可を受けたいので、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第14条の規定により、必要書類を添えて申請します。